

TOPICS

## ASEAN HOT TOPICS

創英ASEANオフィス・支配人  
弁理士 井上 博人

ASEANオフィス（タイ王国・バンコク）より、「ASEANの知財情報」および「ASEANオフィスの業務/活動」をご紹介します。

## ASEAN 知財情報

今回は、タイの商標に関するトピックです。タイ知的財産局 (DIP) は、2018年5月22日、同局のウェブサイトにて (DIP News)、商標審査官を対象とする商標審査ガイドラインの最新版を公表しました。

[<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/คู่มือแนวทางการพิจารณาสิ่งการของนายทะเบียนสำนักเครื่องหมายการค้า 1-พ-ศ-2559.html>]

日本では近年、商標審査基準が大きく改訂され、その内容が充実しましたが、タイの商標審査ガイドラインも例示が充実し、ユーザーフレンドリーが進んでいるといえます。

本稿では、2点程、興味深い例示をご紹介します。

## 1. Well-Known Mark

周知商標の例として、下記の商標が挙げられています。



(ガイドライン P.22 より引用)

エナジードリンクの「RED BULL」は、元々タイが発祥の地であり、タイでも誰もが知る商標です。また、最後の象マークは、タイ国王により創設された財閥企業グループであるSCGのハウスマークであり、こちらもタイでは誰もが知っています。

## 2. Similar Marks

類似と判断される商標についても色々な例示がされており、いずれも興味深いのですが、中でも私が一番興味を覚えたのは下記の例です。

WAM [類似] VAM

(ガイドライン P.26 より引用)

日本ですと、これを審査ガイドラインで「類似」と言い切ってしまうことは勇気がいると思うのですが…。

実は、タイ語では「V」に相当する発音がなく、これらをタイ語で表記すると全く同じになるとのこと。タイ人にとっては当たり前のように似ているようです。内外案件を日本基準で考えてはいけない好例かと思えます。

## ASEANオフィス 業務/活動情報

先般、2018年4月に、ASEAN IPA (ASEAN知的財産協会) の国際会議に参加して参りました。

同会議は、年に1度開催され、ASEAN各国の知財実務家が一堂に会し、近年大きく変動しているASEAN各国の最新の知財状況を収集・学習する場であるとともに、代理人同士の交流の場としても重要な役割を担っています。本年は、カンボジアの首都プノンペンで開催されましたが、バンコクからプノンペンは、僅かに1時間程のフライトであり、ASEANの拠点としてのバンコクの地の利を実感いたしました。

会議は、一日朝から晩まで、ASEAN10か国及びWIPO等の国際機関・政府機関の代表により講演が行われ、非常に密度の濃い内容となっています。そして、しっかりと学習した後は、懇親パーティーが開催され、余興として、ASEAN各国グループ毎に趣向を凝らした楽しい出し物が行われ、大変盛り上がります。余談ながら、私もタイグループの一員に入れていただき、訳が分からないながら、タイの音楽に合わせて一緒に歌って踊って参りました。

また今回、カンボジアの生の知財実務状況を知るべく、カンボジア代理人事務所も数カ所訪問して参りました。自分の目で見て肌で感じ、貴重な情報を入手することができました。こうした活動の成果は、お客様にしっかりと還元させていただきたいと思えます。



ASEANオフィスでは、日々ASEAN知財情報を収集し、ASEAN各国代理人との関係強化に努めています。お困りごと等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。 以上